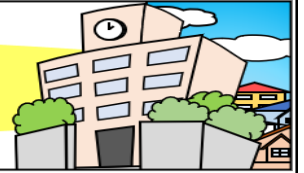


自転車交通安全教育の時間

## チリリン・タイム

～事故にあわないためには、どうすればいいの?～



### ●○自転車安全利用五則○●

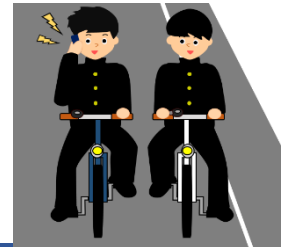
#### Case 1

高校生のA君が、自転車に乗って登校中、前を歩いている同級生のB君を見つけました。A君は「二人乗りしようぜ」と声を掛け、B君はA君の自転車の荷台に跨り学校まで向かいました。A君達が坂道を勢いよく下っていると、前に歩行者がいたので、避けようとしたのですが、バランスを崩し、転倒してしまいました。



#### Case 2

高校生のC君は、自転車で下校中、前方に自転車で走る同級生のD君を見つけました。C君は、「一緒に帰ろうよ」と声を掛け、C君とD君は横に並んで走行していました。そこへC君の携帯電話に着信が入り、そのまま自転車を走らせながら通話をしていると、ふらついてしまい、並んで走行していたD君と衝突してしまいました。



#### 検討してみよう!

- 自転車の二人乗りについて
- 自転車の並進について
- 安全ルールの遵守について

#### Check!

#### ● 自転車安全利用五則を徹底しよう

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る



- ⑤ 飲酒運転、二人乗りの禁止、並進の禁止、夜間はライトを点灯、信号遵守 等
- ⑥ 子どもはヘルメットを着用（中、高校生も頭を守るためにヘルメットを被りましょう。）

#### ● 安全ルールを守る

##### • 二人乗りの禁止

自転車の二人乗りは、幼児を乗せる等、例外的に認められている場合以外は禁止されています。二人乗りをすると、ハンドル操作が正しくできず、バランスを崩しやすいため、大変危険です。また、自転車の故障の原因になる可能性もあります。（道路交通法第55条、第57条）

##### • 並進の禁止

自転車は、「並進可」の標識があるところ以外では、並進禁止です。（道路交通法第19条）  
自転車が並んで走ると、周囲の車両や歩行者等の通行の妨げになり、大変危険です。



「並進可」

##### • ながら運転の禁止

◦ 「携帯電話を使用しながら」は「携帯電話使用等の使用の禁止」として違反になります。（道路交通法第71条第5号の5）

◦ 車両の運転者には安全運転の義務があります。（道路交通法第70条）

「傘をさしながら」「音楽を聴きながら」のながら運転は、運転操作のミスや、不注意な運転につながるため大変危険です。

「自転車安全利用五則」を守り、交通事故を起こさないよう安全に自転車を利用しましょう。

また、昨年のチリリン・タイムをやってみて、自転車の交通ルールを身につけましょう。

神奈川県警察ホームページ  
バックナンバーはこちらから・・・

